

*労働保険を約束手形や先日付小切手などにて納付される事業主の皆様へ

委託証券1枚毎に、**取立手数料**が必要となります。

平成26年1月6日から労働保険料を先日付の小切手や約束手形などの有価証券によって納付の委託をされる場合、受託した労働局、労働基準監督署は、その有価証券の取立て及び納付を、指定の金融機関に取扱手数料を支払って再委託することになります。

この取立手数料は納付の委託をされた方に、下記「取立手数料表」の区分によりご負担いただくこととなります。

つきましては、納付の委託をされる場合は、委託する有価証券1枚毎に必要な取立手数料を添えていただきますようお願い致します。取立手数料が添えられていない有価証券につきましては、受託いたしかねます。

また、証券が労働保険料の法定納期限を超えた支払期日（又は振出日）の場合には、法定納期限を超えた期間に応じて延滞金が別途発生します。

取立手数料表

平成26年1月5日現在（税抜き）

			手 数 料 額		
			鳥取労働局 鳥取労働基準 監督署	米子労働基準 監督署	倉吉労働基準 監督署
鳥 取 県 内	鳥取手形交換所加盟 の店舗を支払い場所 とする手形等	手形・小切手	200円	400円	400円
	米子手形交換所加盟 の店舗を支払い場所 とする手形等	手形・小切手	400円	200円	400円
	倉吉手形交換所加盟 の店舗を支払い場所 とする手形等	手形・小切手	400円	400円	200円
県 外	鳥取銀行店舗が加盟している手形交換所 (安来、松江、出雲、岡山、広島、大阪) の店舗を支払い場所とする手形等		手形・小切手	400円	
	上記以外の手形交換所加盟の金融機関を 店舗とする手形等		手形・小切手	600円	
そ の 他	手形組戻し手数料		手形・小切手	800円	
	不渡返却料				

(参考) (株)鳥取銀行店舗一覧 (平成18年11月1日)

- ・ 鳥取県内一円
- ・ 島根県内 (安来、松江、松江北、出雲、出雲駅前) 支店
- ・ 岡山県内 (岡山、津山、津山東、津山西) 支店
- ・ その他 (広島、大阪) 支店